

# 長野県適正農業規範 (第2版試行版)

～ “持続的な農業生産” に向けた、  
農場経営管理全般、労働者の安全管理、食品安全、  
環境保全のための指針～



長野県GAP推進会議

## はじめに

持続可能な開発目標（SDGs）の実現など新たな価値観への関心の高まりに加え、近年の国際情勢の不安定化や円安の進行による輸入原料の高騰に伴い、より身近で生産される食の安全安心へのニーズが高まっています。

このような状況の中、安全安心な農産物の持続的な供給に向け、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながるGAP（Good Agricultural Practices）の取組が今まで以上に生産地に求められています。

本県では、長野県GAP推進会議（長野県、JA長野中央会、JA全農長野）を中心に、生産者団体等と連携し、「GAP推進方針」をはじめ、「長野県GAP基準」、「長野県適正農業規範」等を策定し、GAPの普及を図ってまいりました。県の農業政策基本指針である「第4期長野県食と農業農村振興計画」（令和5～9年度）や、JA長野県グループの「安全安心推進対策」においても、GAPの考え方に基づいた農家指導による安全安心な農産物生産を位置づけ、積極的な推進を図っているところです。

国は、輸出の拡大等により国際的な農産物の取引が増大していること等を踏まえ、令和4年に「国際水準GAPガイドライン」を策定し、都道府県でのGAP基準等を令和6年度末までに国際水準へ引き上げることとしました。

これを踏まえ本県では、従来からの「長野県GAP基準」、「長野県適正農業規範」、「長野県GAP生産者確認表」について、農場における責任体制の整備やBCP（事業継続計画）の策定などの「農場経営管理」の内容と、外国人労働者等への労働環境整備や人権侵害の防止といった「人権保護」の内容を新たに取り入れるなど、大きく拡充する改定を行いました。

改定した本規範では、「JGAP・ASIA GAP・GLOBAL G.A.P.」の国際水準認証の取得を希望する生産者やその指導・支援を行う者が、従来の長野県GAP基準等から柔軟に移行できるよう、新たな項目の取組例や写真、関係法令について詳しく掲載したことで、GAP認証取得の取組を円滑に実施し易くなります。

従来のGAPから国際水準のGAPへの生産者の取組のステップアップやその指導、すでに国際水準のGAPを実施している生産者については参考資料とするなど、改定した本規範が広く農業現場で活用され、引き続き安全安心な農産物生産と本県農業の持続的な発展につながることを期待いたします。

# 目次

○GAPとは…………… 7

○本書の見方…………… 8

**1 農場経営管理に係る取組 …… 9**

## ルール策定に係る取組

- 1 農場経営に必要な基本情報（栽培品目名/ほ場/施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。
- 2 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。
- 3 農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる事項を明示し、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。
- 4 国際水準GAPガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。
- 5 農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を決定し、記録を作成・保存。
- 6 農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。

## 知的財産権への対応

- 7 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。

## 記録とその反映に係る取組

- 8 農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。
- 9 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。
- 10 肥料等の使用記録の作成・保存。
- 11 農薬の使用に関する内容を記録し、保存。
- 12 菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。
- 13 ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。

## 外部委託先への対応

- 14 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意形成の実施。

## 資材供給への対応

- 15 食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供

者の評価及び選定に係る方法を定めて、サービス提供者の評価及び選定を実施。

### クレーム等への対応

- 16 クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。

### BCPの策定等に係る取組

- 17 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策（各種保険への加入やBCPの策定等）の実施。

### 機器の校正

- 18 計量機器の点検・校正。

### 訓練の実施

- 19 作業者が必要な力量を身に付けるための教育訓練を実施。

## 2 労働者の安全管理（労働安全及び労働者の人権保護）のために…33

### ルール策定に係る取組

- 20 農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。
- 21 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて管理を実施。
- 22 清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。

### 労働環境の整備に係る取組

- 23 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。

### 労働者間の合意形成の取組

- 24 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。
- 25 労働基準法等に定められた労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。

### 農作業等におけるリスク管理

- 26 事故や疾病罹患後の従業員を保護するための労災保険への加入（法令上の義務を含む）。
- 27 適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。
- 28 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。

### 適正な機械等の使用

- 29 機械、装置、器具等の適正な使用。
- 30 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。

- 31 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化。
- 32 ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。

### 3 食品安全のために……………51

#### ルール策定に係る取組

- 33 農場の基本情報及びコーデックス規格の HACCP の考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因による汚染を防止・低減するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。

#### 有害生物等への対応

- 34 ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。
- 35 ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。
- 36 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。
- 37 喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。
- 38 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。
- 39 異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施。
- 40 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分。
- 41 【米】過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認。  
【麦】過去の穀類や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、穀類や農地土壌のカドミウム濃度の実態を把握し、基準値を超えている場合は低減対策を実施。
- 42 麦類等のカビ毒の DON・NIV 等の汚染低減対策の実施。
- 43 りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策の実施。
- 44 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草の種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。

#### 水及び培養液の管理

- 45 使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。
- 46 養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。

### 器具等の適正使用

- 47 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。
- 48 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。

### 適正な種苗・種菌管理

- 49 信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。
- 50 きのか類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。

### ドリフト対策

- 51 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。

### 農薬の適正使用

- 52 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。
- 53 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。
- 54 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。
- 55 食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。
- 56 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。

### 堆肥・肥料・菌床資材の適正使用等

- 57 堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染や外来雑草種子等の殺滅のため、数日間、高温で発酵した堆肥を施用。
- 58 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。
- 59 きのか類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱。

### 燃油・肥料の適正保管

- 60 食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。
- 61 食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料や堆肥等の保管、在庫管理の実施。

### 衛生的な培地調製と培養管理の実施

- 62 きのか類の栽培施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施。

### ルール策定に係る取組

- 63 農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。

### 土づくりと適正施肥

- 64 堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。  
65 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準や JA の栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。  
66 土壌の侵食を軽減する対策の実施。

### 廃棄物への適切な対応

- 67 ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。  
68 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。  
69 農場内の整理・整頓・清掃・清潔の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。  
70 農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。

### 温暖化防止に係る対応

- 71 温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。

### 周辺環境への配慮の取組

- 72 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。  
73 農薬使用時における周辺作物・生態系・周辺住民等への影響の回避。  
74 水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施。  
75 水田からの農薬流出を防止する対策の実施。

### 生物多様性への配慮の取組

- 76 ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。  
77 セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他生物農薬等の外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。

### IPMの実践

- 78 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）。  
79 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMにおける「判断」の取組）。

80 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）。

○農林水産省 GAPに関する情報……………	121
○長野県適正農業規範と長野県GAP基準について……………	121
○参考文献等／問合せ……………	122

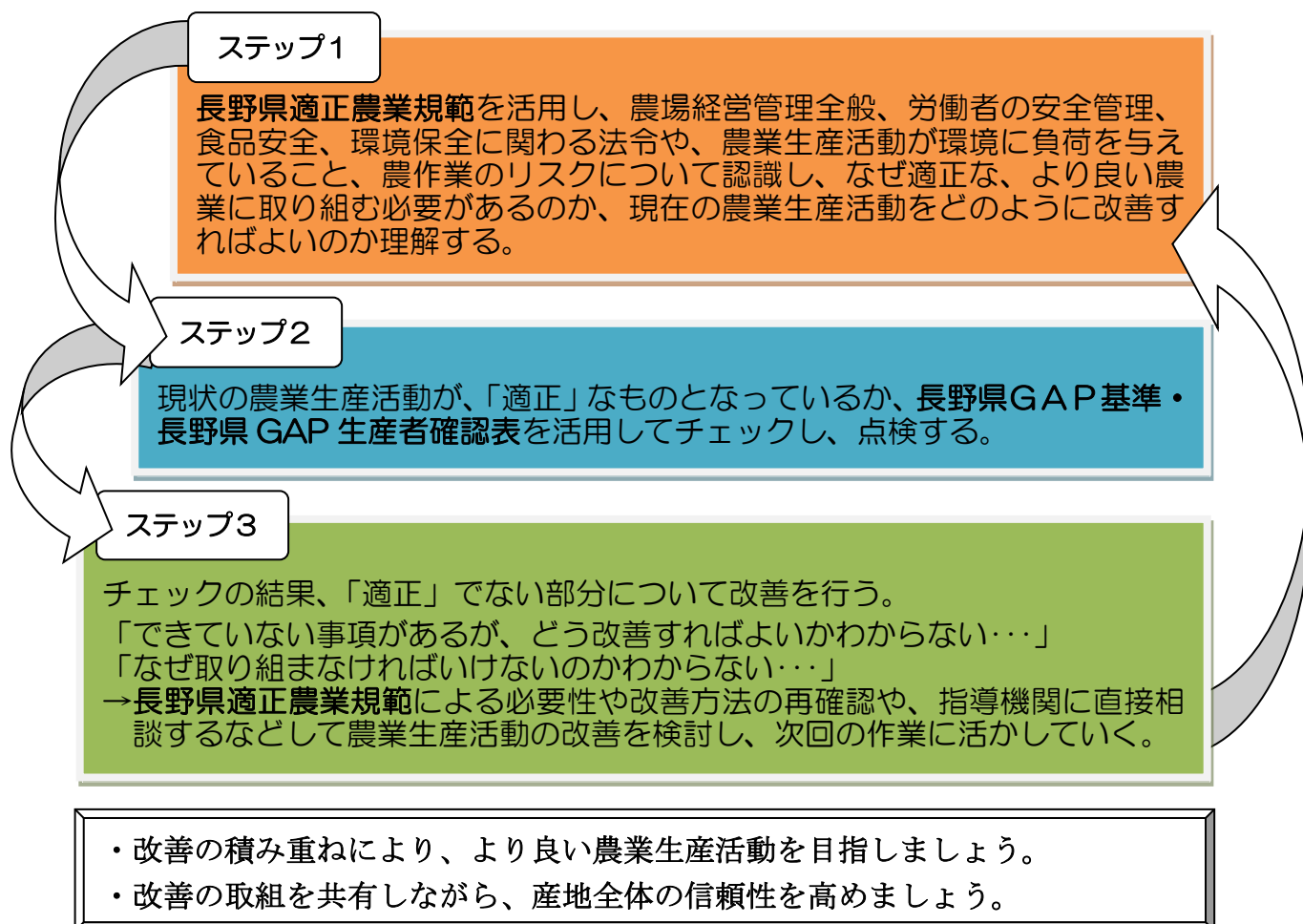
#### 本書の利用に当たって

- 本書では、長野県GAP基準に定める品目（米・麦・野菜・果樹・きのこ・花き）について、「農場経営管理全般」「労働者の安全管理（労働安全及び労働者の人権保護）」「食品安全」「環境保全」の視点から、農業生産段階における遵守すべき法令やリスクについて整理しています。
- 各ページの実践項目については、長野県GAP基準に掲載されている内容から掲載しています。
- “花き”は食品ではありませんが、法令遵守や衛生管理・品質管理の観点から、「食品安全のために」の区分に掲載しています。



# GAPとは

GAP (Good Agricultural Practices) は、「良い農業の実践」などと訳されますが、農林水産省では「農業生産工程管理」と表現しています。具体的には、①農場経営管理全般、②労働者の安全管理（労働安全及び労働者の人権保護）、③食品安全、④環境保全、の視点から、農産物や労働の安全性の確保や環境の保全に向けて、適正な、より良い農業を実践していくことです。



## 【長野県適正農業規範】

「なぜGAPに取り組むのか」「適正な農業生産活動ができていなければ、どう改善すれば良いのか」を示し、適正な農業生産のあるべき姿をまとめたものです。

規範の中では、適正な農業生産のために行うべき事項について、その必要性や、農業生産活動の改善方法に関する解説を行い、また、関係法令等についても掲載しています。

## 【長野県GAP基準】

GAPの取組事項について、農業生産活動が適正か点検するための判断基準を確認できるもので、“米・麦・野菜・果樹・きのこ・花き”の6品目について定めています。

この基準に沿って、現在行っている農作業を点検し、振り返ることで、現状の悪い点を認識し、改善に結びつけることができます。

## 【長野県GAP生産者確認表】

長野県GAP基準の取組事項をまとめたチェックシートで、“米・麦・野菜・果樹・花き”の5品目について定めています。

基準と併せてチェックすることで現在行っている農作業を点検し、振り返ることで、取組の改善に結びつけることができます。

# 本書の見方

## ※1 該当分野

管：農場経営管理  
 労：労働者の安全管理（労働安全・人権保護）  
 食：食品安全  
 環：環境保全 の略

## ※2 該当品目

：米 ：果樹  
：麦 ：きのこ  
：野菜 ：花き の略

取組事項の区分 ※1 該当分野

取組事項

26	農作業等におけるリスク管理 <b>事故や疾病罹患後の従業員を保護するための労災保険への加入（法令上の義務を含む）。</b>	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

労災保険は、雇用労働者の業務上や通勤によるケガや病気への補償を目的とする公的保険です。農業者も一定の要件を満たしていれば特別加入制度で加入できます。経営を維持し、家族の生活を守るため、万が一に備え、労災保険に加入しましょう。

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、使用者はその費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければなりません。

**実践項目** ← 各取組事項についてどのように取り組めばよいか、具体的内容や、理由・根拠・考え方等を示してあります。

1 労災保険に加入する。	共通
<p>(1) ケガや事故に備え、労働者災害補償保険等への加入を行いましょ。任意適用事業場でも、労災保険への加入を検討しましょう。</p> <p>(2) 労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるケガや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は、雇用労働者の加入手続きを行う必要があります。</p> <p>ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は暫定的に任意適用事業場とされています。</p> <p>なお、農業者の場合は、事業者本人や事業に従事する家族でも、労災保険へ特別加入できる場合があります。</p>	

※2 該当品目

黄色枠内には、より詳しく知りたい場合の参照先URLを掲載

労災保険の特別加入に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 農林水産省「農作業安全対策」  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

取組事項の根拠となっている法令や通達等

関連法令等

- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）